

30 経営第 1747 号

平成 30 年 11 月 13 日

都道府県農政部長 殿

農林水産省経営局協同組織課長

農業協同組合等における会計監査人の選任について

農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法施行令（昭和40年政令第147号）で定める規模に達しないものを除く。以下「組合」という。）は、計算書類及びその附属明細書について、全国農業協同組合中央会の監査を受けなければならないこととされてきましたが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により、平成31年度までに、公認会計士又は監査法人による会計監査人監査へと移行することになり、各組合の平成30事業年度の決算に係る総会又は総代会までに、会計監査人の選任を行うこととされています。

会計監査人の選任は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、各組合の監事が候補者を決定した上で、各組合の総会又は総代会の決議により決定することとなります。

このような状況を踏まえ、全国の農業協同組合の常勤監事を構成員とするJA全国常勤監事協議会において、「監事が農協等の会計監査人予定者の選定において留意すべき事項」が整理され、各都道府県農業協同組合中央会宛てに送付されていますが、今後、各組合において、農業協同組合法に基づく適正な手続を経て会計監査人が選任されるよう、当該留意事項も参考にしながら指導・監督いただきますことをお願い申し上げます。

30 経営第 1747 号

平成 30 年 11 月 13 日

全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局協同組織課長

農業協同組合等における会計監査人の選定について

このことについて、都道府県農政部長等宛て別添写しのとおり通知しましたので、御了知の上、貴中央会傘下の農業協同組合中央会、農業協同組合及び農業協同組合連合会に対しても周知願います。